

## 群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金交付要綱

### (趣旨)

1 県は、県が所管する老人福祉施設の施設整備(以下「事業」という。)を行う社会福祉法人等及び市町村(中核市を除く)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

2 この補助金が交付の対象とする施設整備事業は別表第1のとおりとする。

### (交付の対象除外)

3 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としない。

- (1)土地の取得又は整地に要する費用
- (2)職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3)その他施設整備費として適当とは認められない費用

### (交付額等)

4 この補助金の交付額は、別表第1に定める対象事業ごとに次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (1)創設、増築、改築及びユニット改修事業の場合

別表第2の第1欄に定める整備区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定された額の合計額と当該対象事業の総事業費から当該対象事業に係る寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

#### (2)大規模修繕事業の場合

別表第2の第1欄に定める整備区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は移行時特別積立金を含む。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

### (交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の変更は、承認しないものとする。

(2)事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- ア 建物の設置場所
- イ 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- ウ 建物等の用途
- エ 入所定員又は利用定員

(3)事業を中止し、又は廃止する場合には知事の承認を受けなければならない。

(4)事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

(6)前項の承認に当たり、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

(7)担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付することを条件に承認するものとする。

(8)前項の場合において、事業のために抵当権を設定する場合には、別紙 10 の様式により交付申請時に財産処分の承認申請を行い、抵当権の設定完了後、1ヶ月以内に別紙 11 の様式により知事に報告するものとする。

(9)知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10)事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(11)事業者が市町村の場合においては、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(12)事業者が社会福祉法人等の場合においては、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(13)この補助金の対象となる法人は、自己及び法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

オ 自己、法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(14)補助事業の遂行において5(11)の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

#### (申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書を別に知事が定める日までに提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に準じ、別に知事が指示する期日までに提出して行うものとする。

#### (交付の決定)

8 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、現地調査等により、補助金の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

なお、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

#### (状況報告)

9 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

(1)施設整備に係る工事に着工したときは、別紙3の様式により工事に着手した日から5日以内に知事に報告するものとする。

(2)施設整備に係る工事進捗状況については、別紙4の様式により毎月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(3)施設整備に係る工事を完了したときは、別紙5の様式により工事が完了した日から7日以内に知事に報告するものとする。

#### (事業遂行等の指示)

10 知事は、事業者が提出する報告等により、事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

なお、知事は、事業者が当該指示に違反したときは、当該事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (繰越申請)

11 事業者は、補助事業が年度内に完了しないと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、当該事業年度の3月20日までに別紙9の様式を知事に提出しなければならない。

#### (繰越承認)

12 知事は、繰越の申請があった場合は、これを審査し、適正であると認めるときは、繰越の承認を行い、申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

13 この補助金の実績報告は、事業完了後1か月以内(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は当該事業年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、別紙2による報告書を知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときには、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに、別紙6による報告書を知事に提出して行わなければならない。

#### (補助金の額の確定、交付)

14 知事は、事業の完了等にかかる実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査、現地調査等により、その成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

#### (その他)

15 特別の事情によりこの要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

#### 附則

1 この要綱は、平成6年2月16日から施行し、平成5年度の事業から適用する。

2 平成5年度の民間補助事業に限り、別表の補助額のほか知事が必要と認めた額を加算するものとする。

3 平成4年9月9日制定の群馬県老人福祉施設整備費県単特別加算補助金交付要綱は廃止する。

#### 附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の事業から適用する。ただし、別表中、国庫負担(補助)分の補助金の2については平成8年度の新規事業から適用し、平成7年度の事業及び平成7年度からの継続事業については、なお従前の例による。

#### 附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の事業から適用する。ただし、別表については、平成15年度の新規事業から適用し、平成14年度の事業及び平成14年度からの継続事業については、なお従前の例による。

#### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の事業から適用する。ただし、別表については、平成16年度の新規事業から適用し、平成15年度の事業及び平成15年度からの継続事業については、なお従前の例による。

**附則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の事業から適用する。ただし、平成16年度からの継続事業については、なお、従前の例による。

**附則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。ただし、平成18年度からの継続事業については、なお、従前の例による。

**附則**

この要綱は、平成20年9月25日から施行する。ただし、平成19年度からの継続事業については、なお、従前の例による。

**附則**

この要綱は、平成21年9月24日から施行する。ただし、平成20年度からの継続事業については、なお、従前の例による。

**附則**

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成29年9月12日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第1

### (1) 対象事業

対象事業ごとに交付の対象となる整備区分は、次のとおりとする。

対象事業	整備区分
特別養護老人ホームに係る整備事業	創設、増築、改築、ユニット改修
特別養護老人ホーム 及び併設老人短期入所事業用居室に係る整備事業	大規模修繕
養護老人ホームに係る整備事業	創設、増築、改築
養護老人ホーム 及び併設の老人短期入所事業用居室に係る整備事業	大規模修繕
軽費老人ホームに係る整備事業	大規模修繕

### (2) 整備区分等

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築(一部改築含む。)を行うこと。
ユニット改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。
大規模修繕	老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずるおそれがあるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事をおこなうこと。

## 別表第2

1 整備区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
創設	(特養、養護)1施設あたり ユニット型:3,206千円×整備対象定員 従来型 :3,206千円×整備対象定員	施設整備に必要な工事費又は 工事請負費及び工事事務費(工 事施工のため直接必要な事務に 要する費用であって、旅費、消耗 品費、通信運搬費、印刷製本費及 び設計監督料等をいい、その額は 工事費又は工事請負費の2.6% に相当する額を限度とする。) ただし、消費税及び地方消費税 は含まないものとする。	10/10
改築			10/10
増築			
ユニット改修	(特養)1施設あたり 750千円×整備対象定員		10/10
大規模修繕	(特養・養護・軽費)1施設あたり 40,000千円		1/2 以内